

震災などにより被災した固定資産に代わるものを取得した場合、固定資産税などが減額されます

東日本大震災および原子力発電所の事故により被災された方などが、これに代わる固定資産(土地・家屋・償却資産)を取得した場合、固定資産税などが減額される制度が新たに創設されました。

平成24年度課税分の減額措置を受けるためには、平成24年1月31日までに申請が必要になりますので、左記までお問い合わせください。

問い合わせ

税務課資産税係

TEL (23) 87226



固定資産税償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために所有している事業用資産をいいます。

償却資産をお持ちの方は、平成24年1月1日現在の資産の状況について、平成24年1月31日(火)までに申告書を提出してください。

課税対象となる主な償却資産

- ① 構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)

- ② 機械および装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置など)
- ③ 車両および運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)
- ④ 工具、器具、備品(パソコン、医療機器、測定工具、机、イスなど)

課税対象とならない償却資産

- ① 耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる小額償却資産)
- ② 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)

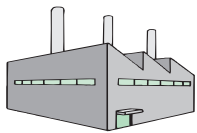
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問い合わせ

税務課資産税係

TEL (23) 87226



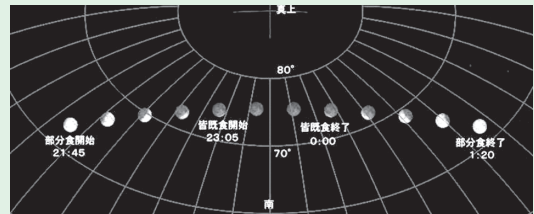
ふれあいの丘天文館だより



★今月の天文情報

●皆既月食を見よう

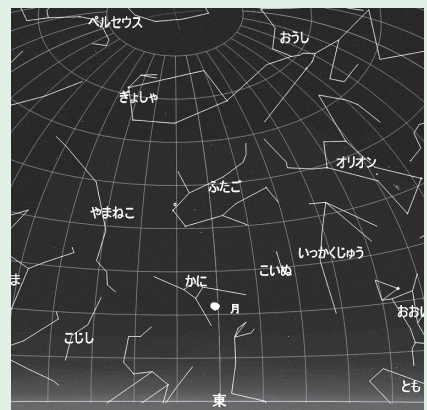
12月10日(土)に皆既月食が起こります。月食の様子と時刻は上の図を参考にしてください。21時45分ごろに、向かって左側から部分食が始まり、23時5分ごろに皆既食になります。食は23時30分ごろに最大になり、ほぼ頭の上(高度76度)に見えるでしょう。その後真夜中の0時0分ごろに皆既月食は終わり、1時20分ごろに部分食は終わります。肉眼や双眼鏡で、月が欠けていく様子や影の色を観察してみましょう。天文館では皆既月食観望会を開催します。観望会の詳細は市広報11月15日号または天文館HPをご覧ください。



●ふたご座流星群を見よう

皆さんは、流れ星を見たことはあるでしょうか。三大流星群と言って毎年決まった時期に多くの流れ星が見られる流星群があります。その中の代表的な「ふたご座流星群」は12月14日(水)に流れ星の数がピークになると予想されています。流れ星は月明かりが無い方が良く見えますが、今年は満月近くの月があり条件は良くありません。それでも、夜10時~12時頃に1時間ほど夜空を見上げてみると4・5個は見えると思いますので挑戦してみてください。

流れ星はどこに現れるかわかりませんので、双眼鏡や望遠鏡を使わず自分の目で見ることが一番です。芝生に寝転がり東の空45度付近を眺めるのが良いでしょう。冬の夜は大変冷え込みますのでしっかり防寒をしましょう。



問い合わせ

ふれあいの丘天文館

TEL (28) 3254